

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・情報セキュリティに関する監査が始まります。
■【監査ニュース】
・東北大工学部の実験棟でぼや　外 13 件
■【連載企画】
・安全衛生に関する監査のポイント
■【Audit Cafe】
・食欲の秋

表題写真：鳴子峡の紅葉

内 部 監 査 情 報

・　情報セキュリティに関する監査が始まります。

「平成 30 年度内部監査基本計画書」に基づき、10 月 30 日から**内部監査（情報セキュリティに関する監査）**を実施いたします。

当該監査では、個人情報保護に関する法令及び学内規程等に基づく個人情報の管理状況を中心に監査を実施する予定としており、往査予定部局には、すでに実施日程をお知らせしたところです。

日々の業務でお忙しいこととは存じますが、円滑な監査の実施にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監 査 ニ ュ ー ス

・東北大工学部の実験棟でぼや【8/31 河北新報】
・日本から粗悪学術誌へ投稿 5000 本超　九州大、研究者に自粛指導【9/3 毎日新聞】
・医学部入試　文科省調査　8 割　男が高合格率　19 校は 6 年連続【9/5 読売新聞】

・留学生の入試 録画面接で 立命館アジア太平洋大、国内初 時差構わずスマホから
【9/6 日本経済新聞】
・司法試験合格 最少 1525 人 18 人減 予備試験組は最多 【9/12 読売新聞】
・行政・企業 BCP 見直しも 北海道地震で不備露呈 停電、問われる危機管理 【9/13 河北新報】
・東工大 授業料値上げ 2019 年度以降 教育環境の充実目的 【9/14 河北新報】
・留年・中退率 公開義務を 中教審部会 WG が提言案 【9/19 日本経済新聞】
・オープンイノベーション機構整備事業 東北大など 8 大学採択 文科省 【9/20 日刊工業新聞】
・岡山大「研究教授」を新設 優れた准教授対象 管理業務を免除 【9/21 日本経済新聞】
・軍事研究の禁止 名古屋大も表明 【9/22 毎日新聞】
・国立大 定員見直しへ 中教審答申案 18 歳人口減少で 【9/27 日本経済新聞】
・世界大学ランキング 日本勢 103 校 過去最多 英誌発表 【9/27 河北新報】
・国立大にベンチャー果実 株の長期保有可能に 研究開発力強化法改正案 【9/28 日本経済新聞】

連 載 企 画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、
なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第 25 回目となる今回は、
「安全衛生に関する監査のポイント」というお題についてご説明します。

卓） 最近、めっきり涼しくなってきたね。焼き芋がおいしい季節だね。
妹） お兄ちゃん、食べ過ぎにはくれぐれも気を付けてね。ところで、いきなりだけど、毎年恒例の質問です。
今年度の業務系監査では、「情報セキュリティに関する監査」が実施される予定ですが、
昨年度は、何の監査が行われたでしょうか？
卓） その質問、くると思って準備していたんだ。答えは「安全衛生に関する監査」だ！
妹） あら、お兄ちゃん。昨年の反省を活かせたみたいね。では、応用問題です。
監査報告書の指摘事項の内容について、把握しているかしら？
卓） ……。
妹） あらあら、内容が一番肝心なのに。今から振り返りをするから、ちゃんと聞いてね。

平成29年度に実施した「安全衛生に関する監査」については、7月17日開催の部局長連絡会議で監査結果を報告の後、監査対象部局に対し監査報告書をお送りしました。

昨年度往査の対象とならなかった部局におかれましても、ぜひご一読のうえ、自部局における取扱いをご確認いただければと思います。

内部監査（安全衛生に関する監査）の概要

本学において行われる業務は、労働安全衛生法等の法令を遵守し、安全かつ円滑に遂行される必要がある。このため、本学の安全衛生関係規程等が法令に準拠し、当該規程等に基づく適切な安全衛生管理が行われているかについて監査を実施する。

なお、平成 23 年度に「安全管理に関する監査」を実施しているが、平成 26 年度に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、本学の取扱いの一部が変更になったことから、改めて監査を実施するものである。（「平成 29 年度内部監査基本計画書」より）

参考規程・マニュアル等

- ●労働安全衛生法
- ●労働安全衛生法施行令
- ●労働安全衛生規則
- ●国立大学法人東北大学安全衛生管理規程
- ●国立大学法人東北大学安全衛生管理指針（2014 年 3 月版）
- ●東北大学各事業場における安全・衛生管理者の選任について（平成 20 年 10 月 28 日：環境・安全スタッフ）
- ●国立大学法人東北大学化学物質等のリスクアセスメント等に関する運用方針（平成 28 年 5 月 25 日：理事（人事労務・環境安全担当）裁定）
- ●国立大学法人東北大学化学物質等のリスクアセスメント実施マニュアル（平成 28 年 5 月：国立大学法人東北大学環境安全委員会等）
- ●国立大学法人東北大学化学物質等のリスクアセスメントに関する Q&A（平成 29 年 4 月 14 日：国立大学法人東北大学環境・安全委員会等）
- ●ストレスチェックの実施について（平成 28 年 9 月 29 日：本部等事業場長）
- ●東北大学キャンパス内全面禁煙宣言（平成 22 年 10 月 1 日：総長）

本学は、安全衛生に係る責任体制の明確化、自主的活動の促進等及び労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、国立大学法人東北大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)を定め、国立大学法人東北大学安全衛生管理指針(以下「安全衛生管理指針」という。)において、本学の構成員が取るべき行動規範や任務を示しています。

以下、安全衛生に関する監査で見受けられた事例を交えてポイントをご紹介します。

ポイント1：安全衛生管理の責任体制を把握していますか？

事例1：安全・衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならないが、当該部局では、巡視を行っていない週があった。

労働安全衛生規則第 11 条及び安全衛生管理規程第 23 条により、安全・衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等の巡視を行うことが義務づけられています。日々の業務を優先するあまり安全衛生管理がおろそかになってしまうと、労働災害が発生するリスクが高まりますが、安全・衛生管理者が作業場等の巡視を定期的に行うことで、労働環境を把握し、必要な場合に必要な改善策を講じることができます。

事例2：安全衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにしなければならないが、当該部局では、安全衛生委員会を開催していない月があった。

労働災害防止の取り組みは、組織全体で行う必要があります。そのため、安全衛生委員会において、労働災害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）の重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。

安全衛生管理活動は、各種法令並びに学内規程等を遵守し運営されなければなりませんが、上記事例のように労働安全衛生法等の各種法令に規定された事項について違反があった場合には、罰則が科せられます。また、安全衛生管理の責任体制の不備による事故が発生した際に負う本学のリスクは、多大なものとなりますので、部局の遵守状況について十分に確認願います。

ポイント2：安全衛生教育を実施していますか？

事例3：職員を雇用した場合や職員の従事する業務の内容を変更した場合等においては、当該職員に対し安全衛生に関する必要な教育を行い、安全衛生教育記録を作成しなければならないが、当該部局では、安全衛生教育記録を作成していなかった。

労働安全衛生法では、労働者が業務に従事する場合の労働災害の防止をはかるため、事業者の責任において安全衛生教育を実施することが義務付けされています。

安全衛生教育を行うときとして、「労働者を雇い入れたとき」、「作業を変更したとき」、「危険または有害な業務に就かせるとき（特別教育）」などがあります。

本学においても、「安全衛生管理規程」において安全衛生教育を定め、また、「安全衛生管理指針」において、職員等は安全衛生教育記録により、「安全衛生教育が適切に行われた」旨の事業場長又は教育責任者の承認を得ることとされています。安全衛生教育記録の具備により、対外的にも安全衛生教育を実施したことを証明できることになります。

また、過去に全国で発生した労働災害では、労働者に危険有害性に関する知識や対応する技能があれば、災害を防止できたと考えられるケースが多数認められていることから、適切に対応くださるよう、お願いいたします。

ポイント3：労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号)に伴う対応について

特別規則で規制されていない化学物質が原因となって胆管がんの労働災害事案が発生したことなどから、化学物質管理のあり方について見直しが行われ、平成 26 年度に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 82 号)において、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質及び安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている物について、**事業者に危険性・有害性等の調査(化学物質等のリスクアセスメント)が義務付けられました。**

また、業務によるストレスなどが原因で発症したとする精神障害の労災認定件数が増加したことから、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処するため、**事業者に医師等による検査(ストレスチェックの実施)が義務付けられました。**

最後に、**安全衛生に関する取り組み事例**として、**①安全衛生に関する活動方針及び活動計画を定めて安全衛生活動を実施→実施後は、活動報告書を作成→活動報告書を基に次年度の活動方針等を策定という安全衛生に関する活動の PDCA サイクルを確立**している事例、**②事故の回避や事故発生時の円滑な対応、被害の拡大防止のため、部局におけるハザードマップを作成**している事例等がありましたので、今後の安全衛生に関する業務実施にあたって、ご参考としていただければと思います。

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

卓）　職場の安全のためには、日々の巡視や安全衛生委員会の開催、安全衛生教育といった基本が大切だということが改めて確認できたよ。

妹）　そうね、当たり前と思うかもしれないけれど、何をするにも「基本」は大事よね。
…ところで、さっきから何だか焦げくさいけど、何のにおい？

卓）　はっ！！…レンジで温めていた焼き芋、焦げたかもしれない。

妹）　お兄ちゃん、時間設定は基本中の基本よ。いつも口では分かったって言うけど、行動が伴わないんだから…。

卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪……▪…

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「食欲の秋」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

食欲の秋、いかがお過ごしでしょうか。秋といえば食べ物の美味しい季節ですが、私は**特に焼き芋に目がありません。もし仮に好きなだけ食べることが許可された場合、限界まで食べたその先には何があるのでしょうか。それが知りたくて、実際に試してみました。**

【調達編】

焼き芋といえば、秋や冬の食べ物とイメージされる方も多いと思いますが、最近では科学技術の進歩により、焼き芋マシーン(図 1)が開発され、季節を問わず焼き芋を入手することができるようになりました。なんと素晴らしい時代でしょうか。



（図 1 焼き芋マシーン）

また、近所のスーパーを調査したところ、以下の 2 種類の焼き芋が存在することが分かりました。

①紅あずま
ホクホクタイプ。想像通りの味と食感を楽しむことができる、オーソドックスな焼き芋。

②紅はるか(紅天使)
しっとりタイプ。2010 年 3 月に品種登録されたサツマイモ界のニューフェイス。既成概念を打ち破った、全く違った味と食感を楽しむことができる焼き芋。なお、紅天使というのは品種名ではなく、茨城県のさつまいも専門卸問屋「株式会社ポテトかいつか」が販売している「紅はるか」のブランド商標(2011 年登録)

どちらのタイプも甲乙つけ難いので、どちらも同数調達することにしました。なお、調達本数については、パッケージ裏面に記載されている 1 本あたり約 200gという重さと自分のキャパシティとを総合的に勘案し、各々3本ずつとし、足りなくなったら追加で購入することとしました。そして、実際購入した焼き芋たちがこちら。



（図2　購入した焼き芋たち）

うーん、なんというか、我ながら食欲の沸かないセンスのない写真ですね。もし、インスタグラムに載せても誰も「いいね」を押してくれない気がします。そもそも、インスタグラムをやってないので、心配する必要もないのですが。

それにしても圧倒的な重量感でした。大好きな焼き芋を好きなだけ食べられる幸せ感よりも、「本当に食べきれるのか」という不安感が勝っていました。

【実食編】

1 本目。まずはオーソドックスな「紅あずま」からいただきます。純粋に美味しい！想像通りの大好きな味がくるという「予定調和」の素晴らしいこと。1本ぺろりと平らげました。このまま 2 本目の「紅あずま」と行きたいところですが、そのうち味を楽しむ余力も無くなるであろうと「紅天使」にチェンジします。

2 本目。濃厚ながらもさっぱりとした味わいと、特徴的な舌触り。あらためて「紅天使」の凄さを実感し、あっという間に完食しました。「あと二本も食べられる」という幸福感で満たされます。飽きがこないように「紅あずま」へのチェンジも検討しましたが、もう少し「紅天使」を味わいたいので、3 本目も「紅天使」をいただきました。

4 本目。2 本目の「紅あずま」を食し始めます。お腹のキャパシティ的にはまだまだいけそうですが、なにやら違和感が。おそらく各々の「糖度」と「食感」の落差についていけてないのでしょう。頭で思い描くような甘さを感じず、また飲み込む時の喉に詰まるような感じが気になりはじめ、あまり楽しむことができませんでした。

5 本目。ようやく三分の二を通過したころです。この頃から満腹感を感じ始め、体自体が焼き芋を拒絶しはじめました。黙っていても始まらないので、本能の赴くままに「紅天使」を手に取ります。数分前の「あと二本も食べられる」という幸福感は「まだ丸々一本残ってる」という深い絶望感に変わっていました。そうは言いながらも味は美味しいので、なんとか 5 本目を平らげます。

6 本目。残るは 1 本。圧倒的な存在感で食卓に鎮座しています。もう焼き芋はいい、というか、暫くお目にかかりたくない。限界まで食べた先にあるものは「拒絶」であるという結論が出たので、この挑戦を終わりにしようと、焼き芋を片付けようとしたところ、傍で遊んでいた長男から衝撃的な一言が放たれました。

「お父さん、おイモ残しちゃだめだよ。おイモのおじさん泣いちゃうよ。」

そういえば先日、長男が晩御飯に出てきた「ナス」が食べられなかった際に、私は自分が「シイタケ」を食べられないことを棚上げしつつ、スマホで調べたナスの栄養価等を滔々と説明し、最終的には「ナス食べなきゃ、ナスを作ってくれた農家のおじさん泣いちゃうよ」と情に訴えかけ、なんとか食べさせたのでした。

最近の政治家や官僚に散見されますが、自分の発言は往々にしてブーメランになって返ってくるものです。発言には十二分に注意しなければならないと自覚しているつもりでしたが、こどもだからと心の何処かで侮っていたのでしょう。自分の発言を反省するとともに、このまま残しては示しがつかないので、時間をかけて何とか平らげました。お蔭様で次の日の晩御飯まで、全くお腹がすきませんでした。

焼き芋を食べ続けた先にあったもの、それは、**何事も「中庸」であることが大切であるということ**、そして、**発言には責任を持たなければならないということ**でした。実りのある初秋の一日でした。

（監査室　T）

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：菅原）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、瀧澤）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University